

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	保健福祉部 障害福祉課 障害者支援係	
許 認 可 等 名	基準該当療養介護医療費の支給	
根 拠 法 令	障害者自立支援法	
根 拠 条 項	第71条第1項	
連 絡 先	(電話 621-5171)	
審 査 基 準	基 準	<p>基準該当療養介護医療費の支給決定は、障害者自立支援法第71条第1項及び同条第2項において準用する第58条第3項及び第4項の規定に定めるところにより行う。</p> <p>障害者自立支援法（平成17年法律第123号） （基準該当療養介護医療費の支給） 第71条 市町村は、特例介護給付費（療養介護に係るものに限る。）に係る支給決定を受けた障害者が、基準該当事業所又は基準該当施設から当該療養介護医療（以下「基準該当療養介護医療」という。）を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給決定に係る障害者に対し、当該基準該当療養介護医療に要した費用について、基準該当療養介護医療費を支給する。</p> <p>2 第58条第3項及び第4項の規定は、基準該当療養介護医療費について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>読み替え後の第58条第3項及び第4項 3 自立支援医療費の額は、1月につき、第1号に掲げる額（当該基準該当療養介護医療（第71条第1項に規定する基準該当療養介護医療をいう。以下この条において同じ。）に食事療養（健康保険法第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該額及び第2号に掲げる額の合算額、当該指</p>
	参 考 事 項	介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 （設定しないものについてはその理由）	総日数 90日（休日を含む）
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）

審査基準	基準	<p>定自立支援医療に生活療養（同条第2項第2号に規定する生活療養をいう。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該額及び第3号に掲げる額の合算額）とする。</p> <p>(1) 同一の月に受けた基準該当療養介護医療（食事療養及び生活療養を除く。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、当該支給決定障害者（第71条第1項に規定する特例介護給付費（療養介護に係るものに限る。）に係る支給決定を受けた障害者をいう。以下この条において同じ。）の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が当該算定した額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を控除して得た額</p> <p>(2) 当該基準該当療養介護医療（食事療養に限る。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、健康保険法第85条第2項に規定する食事療養標準負担額、支給決定障害者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額を控除した額</p> <p>(3) 当該基準該当療養介護医療（生活療養に限る。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、健康保険法第85条の2第2項に規定する生活療養標準負担額、支給決定障害者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額を控除した額</p> <p>4 第71条第2項において準用する前項に規定する療養に要する費用の額の算定方法の例によることができないとき、及びこれによることを適当としないときの基準該当療養介護医療に要する費用の額の算定方法は、厚生労働大臣の定めるところによる。</p>
------	----	--